

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第40号
事故等種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成24年8月14日（火） 09時20分ごろ
発生場所	鹿児島県長島町待島南西方沖 待島灯台から真方位214° 2,100m付近 （概位 北緯32° 15.6′ 東経130° 10.6′）
事故等調査の経過	平成25年5月10日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート 福栄丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	293-17579熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、親族4人を乗せ、待島南西方沖において、養殖筏のブイに係留して機関を停止し、魚群探知機を作動させて釣りを始めた。</p> <p>本船は、平成24年8月14日09時20分ごろ、釣り場を移動するため、船長が機関を始動しようとしたが、始動できなかった。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、来援した長島町水難救済会所属の船舶にえい航されて定係地に戻った。</p> <p>本船は、本インシデント発生の2日後、バッテリーを交換したところ、機関を始動できた。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし</p> <p>海象：海上 平穏</p>
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	<p>本船は、待島南西方沖において、船長が機関を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたことから、機関を始動できなくなり、運航不能になったものと考えられる。</p> <p>本船は、養殖筏のブイに係留して釣りを行っていた際、機関を停止した状態で魚群探知機を作動させていたことから、バッテリーが過放電した可能性があると考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、待島南西方沖において、船長が機関を

	<p>始動しようとした際、バッテリーが過放電していたため、機関を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 発航前、バッテリーの電圧や液量を確認し、適切に充電すること。・ 機関を停止した状態で魚群探知機等の電気を使用する際、バッテリーの過放電に備え、予備のバッテリーを準備しておくことが望ましい。